

2021年 10月 5日

群馬県教育委員会

教育長 平田 郁美 様

全群馬教職員組合

執行委員長 勅使河原 章雄

## 2021年度 生活・教育要求書

群馬の教育の充実・発展、教職員の待遇・労働条件改善のために、日頃からご尽力いただいておりますことに心から敬意を表します。

さて、1年半以上コロナ禍から抜け出せない状況が続いています。学校現場でも引き続き感染対策に追われ、同時にICT機器の導入とその活用が急がされ、行事や教育活動のたび重なる見直しなども加わり、新たな多忙化をまねいています。感染対策では、変異株によって子どもたちや学校での感染も危惧され、PCR検査等の定期的な実施など、年齢や健康上の理由も含めたワクチン接種を行わない子どもたちや教職員への対応が緊急に求められます。このような中、長時間過密労働を強いられる困難な現場の実態を十分考慮し、労働意欲の向上につながる賃金・待遇の改善が強く求められます。

私たちは、憲法・子どもの権利条約に則り、子どもたちが人間として大切にされる学校と教育・社会の実現を求めるとともに、その基盤となるゆきとどいた教育の実現と教職員の生活向上をはかるため要求書を提出するものです。つきましては、教育現場の切実な下記要求事項についてご検討の上、文書で回答されますようお願い申し上げます。

### 記

1. コロナ禍のもとでますます長時間過密労働を強いられている教職員を励ます大幅な賃金・一時金の引き上げを行うこと。
2. 教職員の長時間過密労働を解消するための具体的な施策を示すこと。
3. 教職員の「勤務実態調査」については「持ち帰り業務」の把握を含めた長時間勤務の実態を正確に把握し、業務量に応じた教職員の増員を行うこと。
4. 長時間過密労働を覆い隠す「1年単位の変形労働時間制」は導入しないこと。
5. 小・中学校すべての学年で「30人以下学級」を実施すること。
6. 特別支援学級の学級編成では、「1学級6人以下」、「複式編成では2学年まで」とすること。  
当面、県費による支援員等の配置を行うこと。
7. 通級指導にあたる教職員数を抜本的に改善すること。
8. 通常学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちへの支援制度をつくり、職員の配置を含め県教委の責任で具体的措置を講ずること。
9. 教職員の未配置がおこらないよう、指導主事の派遣等を含め県教委が責任をもって具体的な措置を講ずること。
10. 管理職をはじめ職場の「パワハラ」について、通報や相談の窓口を第三者機関として設置すること。また、管理職への指導を強化するとともに、具体的な改善策を実施すること。
11. 「休憩時間」の取り扱いについて、県教委として責任ある状況把握を行い、不法不当なものを具体的に指導すること。また、短時間勤務や非常勤職員の「休憩時間」の恣意的な取り扱いをし

- ないよう市町村教育委員会及び各学校を指導すること。
12. 教職員の勤務にかかわる「部活動」の位置づけについて、校務分掌ではないことなどを含め明確に示すとともに、部活動の顧問を強要しないよう管理職を指導すること。
  13. 部活動等の週休日における大会等の引率にかかわる手当・振替等の対象者の制限をなくすこと。
  14. 部活動のあり方について具体的な提言を行うこと。また、部活動の「地域移行」に向けて教職員組合と十分な協議を行うこと。
  15. 春季大会をとりやめるなど、部活動の負担を軽減するための措置を早急に行うこと。
  16. 「指導主事訪問」「研究会研修」等での教職員の負担を軽減するため、県教委の責任で廃止を含めた抜本的な改善を行うこと。また、オンラインによる研修にもかかわらず職場勤務を求めるなどの不合理な指導は行わないよう市町村教育委員会及び各学校を指導すること。
  17. 初任者研修における過度な労働実態を把握し、改善策を示すこと。また、初任者研修での「帰宅連絡」等、不当・違法な対応がないよう研修にかかわるすべての関係者を指導すること。
  18. 「全国一斉学力テスト」実施にかかわる作業について、勤務時間外での労働や教職員への負担について、その実態を調査し結果を明らかにすること。また、その「勤務」の割振変更を実施すること。
  19. 「人事評価」に対する苦情処理・異議申し立て等のための第三者機関を設置すること。
  20. 夏季休暇等、特別休暇を抜本的に改善すること。また、教職員の社会的行事（子どもの学校行事等）への参加は当面「職専免」扱いとすること。
  21. 諸手当支給について「基準日方式」を改め、「日割り計算」とすること。
  22. 行事の下見などを含め、教職員の負担とならないよう必要な旅費を支給すること。
  23. 給食費の半額を県費負担とし、市町村と共同で無償化すること。
  24. 高校入試及び体験入学等の事務の簡素化を図ること。また、出願書類から「志願理由書」をなくすこと。
  25. 特別支援学校でのインフルエンザ予防接種等、予防的措置については公費負担とすること。
  26. 文科省「通知」に則り、「時数確保」の指導をあらゆる段階で行わないよう指導すること。
  27. ICT環境の導入にあたっては、通信環境やセキュリティー対策をはじめ、その設置・点検・整備・維持等、保守管理も含めて父母負担や教職員の過重労働が生じないように、行政の責任で人的物的措置を十分に講じること。
  28. オンライン学習やICT教材の活用にあたっては、教職員が専門性を発揮して自主的に行う教育活動の一手段であることを周知し、使用の強要や過度な推奨は行わないこと。また、学習履歴（スタディ・ログ）や個人情報の行き過ぎた収集・蓄積は行わず、情報漏洩が起こらないよう民間教育産業等へのデータ提供は行わないことを徹底させること。
  29. 母性保護や两性支援に関わる制度を改善・充実すること。
  30. 産育休代替及び体育代替・長期研修代替には正規の教職員を配置できる制度を確立すること。当面、育休代替については、臨時的任用でなく正規教職員または任期付き採用教職員を配置すること。とりわけ養護教諭と事務職員の代替については、早急に任期付き採用とすること。
  31. 新型コロナウイルス感染拡大にともなう学級閉鎖や休校措置の実態をふまえ、無理のない教育課程編成を尊重するとともに、高校入試の出題範囲を実態に応じたものにする事。
  32. 廃止の見通しの「免許更新制」については、ただちに制度を凍結するよう国に求めること。
  33. 再任用職員は定数から除外すること。また、再任用職員の賃金・諸手当、一時金を大幅に改善し、人事異動にあたっては本人の希望を尊重すること。
  34. 「雇用と年金の確実な接続」を希望者全員に保障し、定年延長にともなう待遇を悪化させないようにすること。また、制度導入にあたっては教職員組合との十分な協議を行うこと。

以 上